

自治労・東学ニュース

東京都学校事務職員労働組合（東学） 新宿区西新宿2-8-1 都庁第2本庁舎32階
（3者協要請特集号） 2025年6月2日 NO. 729

3者協の都教委要請 物価の上昇を上回る給料の引き上げ、長時間・過密労働の解消等を

3者協（東学、アイム89、都障労組）は、5月30日に都教委に要請を行いました。国会では、給特法等改正案が審議され、今国会で成立が見込まれるとのこと。約50年ぶりに、教職調整額の引き上げ（段階的に10%へ）などが実施されようとしています。

学校徴収金の無償化・公会計化を要求する

自治体の財政力の差によって、学校徴収金の無償化の実現に自治体間に差が出ています。国による全額補助が実現するまで、区市町村に補助を行うことを求めます。①東京都として、区市町村の学校給食費の無償化のため財政支援（補助金）を継続して行うこと。②東京都として、国に学校給食費の完全無償化に必要な学校給食法の改正と財政措置（地方交付税や補助金等の財政支援）を要望すること。学校給食法第11条第2項では、給食食材費は「保護者の負担」とされています。財源は、4,900億円ほどあれば実現できるそうです。③東京都として文部科学省の通知にある区市町村の公会計化を推進すること。④学校徴収金（給食費や教材費、移動教室・修学旅行費等）の外部委託（アウトソーシング）について、情報提供と話し合いを行うこと。（東学の単組要求）

私立学校、国立大学付属校の教員と同じように超過勤務手当を支給するべきです

国会に提出された給特法等の改正案は、衆議院で修正され、参議院で審議されています。野党の一部も賛成しているので、今国会で成立する見通しだといえます。

1. 業務量管理・健康確保措置実施計画について

管理職による退勤強要や教員の持ち帰り業務を増加させるなどの可能性があります。

2. 「主務教諭」の配置について

東京都では既に、主任教諭が設置されていますが、教員間の分断と「物言えぬ職員室」、業務の押し付けなどの可能性があります。

3. 教員の処遇の「改善」について

教職調整額は、いわゆる「定額働かせ」を合法化し、教員の長時間・過密労働の原因ともなっています。やむを得ず超過勤務をした場合については、他の公務員や私立学校、国立大学付属校の教員と同じように超過勤務手当を支給するべきです。

「給特法改正案」の附則及び付帯決議に関する3者協の見解 「30時間超」が当然に？

5月15日、衆議院本会議で、給特法等の改正案が、一部に修正され、可決されました。給特法の改正案の付則及び付帯決議について、3者協としての見解を表明します。

1. 「1か月時間外在校等時間を平均30時間程度に削減することを目標」とすることについて

「時間外在校等時間」を2029年度までに月平均約30時間に減らすことを目標としています。現行では、教員に超過勤務を命ずることができるのは、「限定4項目」と定められています。ところが、30時間と給特法に盛り込まれてしまうと、「30時間の超過勤務はやらせて当然」とならないか、「持ち帰り仕事」が常態化しないか、危惧されます。

2. 「教育職員一人当たりの担当する授業時数を削減」することについて

持ち授業時間数の上限設定が必要です。授業準備などが、勤務時間に終わられるようにすることが必要です。

3. 「教職員定数の標準を改定」することについて

中学校での35人学級は、政府が掲げていた目標です。教職員定数の大幅な改善、スタッフ職の拡充が必要です。

4. 「教育職員の業務の量の削減のために必要な措置」について

「業務の三分類」の確実な実行と国の財政的な支援、学習指導要領の内容精選と標準授業時数の削減、部活動の地域への移行などが必要です。

5. 業務の削減、定数改善、国による財政の支援、給特法の廃止が必要

教職調整額を増額する一方で、特別支援教育にかかわる「給料の調整額」が、現行の3%から2027年1月から2年連続で0.75%ずつ引き下げ1.5%とし、義務教育等教員特別手当を削減して学級担任に加算するというのは、問題です。

附則や付帯決議（法的拘束力はない）は、実現させるには関連法の改正が必要だといえます。法案の中に盛り込まれなかったのは、残念なことです。

「学校における働き方改革」を実現するためには、業務の削減や教職員定数の改善、国による財政の支援、給特法の廃止などが必要です。

勤労課長の現時点での回答 「任命権者である東京都教育委員会としても、今後も誠意をもって交渉、協議を重ねていきたい」

只今、皆さんから、3者協・要求書をうけたまわりました。今春闘では、大手企業を中心に賃上げが相次いでいるものの、高騰する原材料費や人件費等の価格転嫁が進まず、賃上げのための十分な原資を確保できない企業も見受けられます。また、教員の処遇改善については、国において教職調整額の段階的な引き上げなど、給特法等の改正法案が審議中となっています。こうした状況について、今後の動向を注視していく必要があります。皆様からの要求につきましては、項目が多岐にわたるとともに、人事委員会勧告を踏まえて検討すべきものも多いことから、現時点でお答えできる状況にはありませんが、私共としては公務員の勤務条件を取りまく情勢も踏まえ、今後慎重に検討させていただきたい。給与構造や勤務時間の問題につきましては、都労連交渉事項ですが、本日お伺いしましたご要望の趣旨については、任命権者である東京都教育委員会としても今後も誠意をもって交渉、協議を重ねてまいりたいと考えています。「学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム」に基づいて、教員の長時間労働の改善と教員が誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境の整備についても、現在東京都教育委員会として取り組んでいます。こちらについても、引き続き取り組みの加速を進めて、改善に努めてまいりたいと考えています。皆様方におかれましても、教員を含めた公務員を取りまく諸般の事情を考慮の上、都民の理解と納得が得られることが重要であることをご理解いただきたいと思います。その上で、今後とも学校教育の充実、発展のため一層のご協力をいただきますよう、この場を借りてお願いします。

本日の要請内容につきましては、所管の方へ申し伝えます。